



新冠町「妊婦のための支援給付」のご案内

令和7年4月1日から、「出産・子育て応援給付金事業」が子ども・子育て支援法に基づく「妊婦のための支援給付」制度に移行されました。

これは、すべての妊産婦さんが安心して出産・子育てできるように、相談支援と経済的支援を一体的に行うもので、役場相談窓口にて給付の仕組みはもちろん、妊娠・出産に関する疑問や不安に、保健師等が丁寧にお答えしますので、気になることがあれば、お気軽にお問合せください。

《対象者》 妊娠している方

※申請時点で新冠町に住所を有する方

《支給額》

【妊娠時】 5万円

【出産前後】 5万円×妊娠している子どもの人数



《申請方法》

【妊娠時】 妊娠届出の際にご案内します。

【出産前後】 出産後の新生児訪問の際にご案内します。

※出産前後の給付は、出産予定日の8週間前の日から申請が可能です。
早期の受給をご希望の方は役場保健福祉課までご相談ください。

《給付と面談をセットで実施しています》

①まずは役場相談窓口へ

窓口で給付の申請を行っていただく際に、妊娠・出産に関するご相談などが可能です。

②伴走型で相談支援します

出産前はもちろん、出産後も継続した支援を行っており、利用できる制度やサービスをご紹介します。

《注意》

他市町村において国の「妊婦のための支援給付」に関する給付金等を受給している場合は、新冠町の給付金を受給することができません。

どちらか一方の市町村からの支給となります。

【お問合せ先】

保健福祉課保健福祉グループ健康推進係
(新冠町子育て世代包括支援センター)

☎0146-47-2113

